



平成 27 年 8 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社デザインワン・ジャパン
代表者名 代表取締役社長 高 島 靖 雄
(コード番号：6048 東証マザーズ)
問合せ先 取締役コーポレートデザイン室長 原口 聡史
(TEL. 03-6421-7438)

内部統制システムの整備に関する基本方針の改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 13 日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」について一部改定することを決議いたしましたので、改定後の内容を下記のとおりお知らせいたします。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 全役職員が法令遵守はもとより、誠実かつ公正な企業行動を通じて社会的な責任を果たしていくことを明確にするとともに、役職員に周知徹底させる。
- ② コンプライアンス体制並びにリスク管理体制の充実、徹底を図るため、「リスク・コンプライアンス委員会」において、リスクあるいはコンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に適宜報告する。
- ③ 「リスク・コンプライアンス委員会」はコンプライアンス体制を定着させるための日常的活動を通じ、コンプライアンスの実効性の確保に努める。
- ④ コンプライアンスの状況について、内部監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「文書管理規程」等の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報について、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
- ② 個人情報を含む情報資産を適切に保護するための対策を実施し、情報資産の管理を徹底する。
- ③ ディスクロージャー体制の強化により、迅速な情報開示に努めるとともに、経営の健全性と透明性を確保する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク・コンプライアンス委員会」はリスク管理全体を統括する組織として、内部統制と一体化した全社的なリスク管理体制の構築、整備を行う。
- ② 不測の事態が発生した場合には速やかに「リスク・コンプライアンス委員会」を召集し、迅

速かつ適切な対応を行い、損失・被害を最小限に止めるとともに、再発防止対策を講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うために、適宜、臨時取締役会を開催し、経営の基本方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督等を行う。
- ② 中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度ごとの利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役（会）が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。
- ② 監査役（会）の職務を補助する使用人の任命・異動等人事に関する事項については、監査役（会）の意見を尊重した上で行うものとし、指揮命令等について当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役（会）が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに監査役（会）に報告する。
- ② 監査役は、定例重要会議への出席又は不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けることができる。

7. 前記6の報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」に従い、内部通報制度を整備するとともに、監査役への報告を行った当社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役職員に対して周知徹底する。

8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、会計監査人や弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払う。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他重要な業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる。

- ② 監査役（会）は、会計監査人、内部監査部門と監査上の重要課題等について意見・情報交換をし、互いに連携して会社の内部統制状況を監視する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行い、適切に「内部統制報告書」を作成・提出する。
- ② 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化する。

11. 反社会的勢力への対応

- ① 関係規程、マニュアル等を整備し、コーポレートデザイン室を統括部署として、反社会的勢力の排除を推進する。
- ② 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士など、外部専門機関との密接な連携関係を構築する。

以上